

---

プロジェクト **企業会計基準等の年次改善プロジェクト**

項目 **本日の審議事項**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

## 企業会計基準等の年次改善

2. ASBJ 事務局では、事務局内に担当チームを設け、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、ASBJ が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行うこととしている。確認の結果、企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下「適正手続規則」という。）に基づいて、企業会計基準等の改正又は修正を行う場合がある。なお、関連する適正手続については、別紙 1 にお示ししている。
3. 企業会計基準委員会は、2024 年 11 月 21 日に、公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
4. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 1 月 20 日に締め切られ、5 通のコメント・レター（団体等 3 通、個人 2 通）が寄せられた。

## 本日の審議事項

5. 本日は、以下に関するご審議をいただきたい。
  - (1) 公開草案に寄せられたコメントとその対応
    - ① 公開草案に寄せられたコメントの全文とそれらに対する対応案（審議事項(7)-2-1)
    - ② 公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応案（審議事項(7)-2-2)
  - (2) 包括利益の表示に関する改正の文案

- ① 改正企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の文案（審議事項(7)-3)
- ② 改正企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(7)-4)
- (3) 特別法人事業税の取扱いに関する改正の文案
  - ① 改正企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の文案（審議事項(7)-5)
  - ② 改正企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案（審議事項(7)-6)
- (4) 改正実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」の文案（審議事項(7)-7)
- (5) 「公表にあたって」の文案（審議事項(7)-8)
- (6) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項(7)-9)
6. なお、第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）で聞かれた意見については、審議事項(7)-10 に記載している。

以 上

## 別紙 1

1. 適正手続規則では、企業会計基準等の変更の区分及び変更に必要な手続について、次のとおり定めている（下線は事務局が追加）。

（企業会計基準等の変更）

第 25 条 企業会計基準等の変更を以下のとおり区分し、適正手続を定める。

(1) 企業会計基準等の改正

会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの。

企業会計基準等の改正を行う場合、第 15 条及び第 20 条の定めそれぞれ従い、委員会の議決及び公開草案の公表を行う。

(2) 企業会計基準等の修正

企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの。

企業会計基準等の修正を行う場合、委員会において審議した上で、了承を得る。

ただし、委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。

- 2 企業会計基準等の修正について、企業会計基準等の改正の適正手続を経ることは妨げられない。

以 上